

土壤汚染対策法について

法制定の背景

土壤は、私たち人間をはじめとする生物の生存基盤であり、水や大気と同様に環境の重要な構成要素です。水や大気については水質汚濁防止法や大気汚染防止法などの法規制による対策がとられていますが、土壤汚染には、ゴミ焼却場周辺のダイオキシンや農用地を対象とした個別の法律はあるものの、環境基準が設定されるのみで法的な対策の制度はありませんでした。

一方、近年、工場跡地の再開発や自主的な汚染調査に伴い、重金属、揮発性有機化合物(VOC)等の有害物質による土壤汚染が顕在化しています。特に最近における土壤汚染事例の判明件数の増加は著しく、これらの有害物質による土壤汚染は、放置すればその汚染された土壤を直接摂取したり、汚染された土壤から有害物質が溶け出した地下水を飲用することにより、人の健康に被害を及ぼすことが懸念されます。そこで市街地の土壤汚染に関する具体的な対策が必要となってきました。そうした現状を踏まえて、土壤の現状把握や人の健康被害を防止することを目的とした『土壤汚染対策法』が2002年5月22日に成立しました(2003年2月15日 施行)。

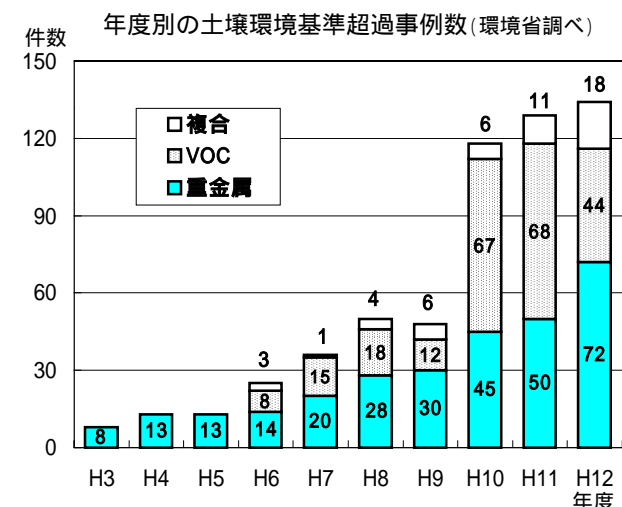
を規定して、汚染の可能性が高いと考えられる有害物質を製造、使用、処理していた工場敷地や都道府県知事が土壤の汚染のおそれがある(地下水汚染がみつかるなど)と認めた土地の所有者に土壤を調査させ、その結果、土壤の浄化を命じたり、土地の利用計画の変更を命じることができる法律です。土壤基準に適合しない土地は都道府県知事が「指定区域」として指定・公示するとともに、閲覧できるよう台帳を調整することなどもおこなわれます。

土壤汚染対策の特徴

土壤汚染対策は、水質・大気汚染対策などとは異なった特徴があります。土壤汚染が持続する蓄積性汚染であり、発生源の排出規制のような対応はできない過去の汚染に対する対応であること、特定個人等の私有財産である土地を対象としていることなどがあげられます。また、汚染土壤の完全浄化を求めるのではなく、有害物質の暴露経路の遮断により、直ちに汚染土壤の浄化を図らなくても人の健康被害へのリスクを低減できることから対策としてリスク管理を導入しています。

おわりに

水や大気と違って組成が複雑である土壤は、その汚染の状況や程度が目に見えにくい反面、一旦汚染されると、その影響が長期的であり、汚染された化学物質が土壤表面から蒸発することによる大気汚染や地下浸透による地下水汚染が発生します。そのため、未然防止と拡散防止は重要であり、土壤汚染を放置しておくことは次の世代に「負の遺産」を残すこととなります。将来にわたって私たちの安全性と信頼性の確保を図るために『土壤汚染対策法』が果たす役割は大きく、本県においても、地域特性等を考慮した、土壤・地下水汚染対策について見直し検討がすすめられています。



土壤汚染対策法の概要

土壤汚染対策法とは、特定有害物質(土壤汚染に起因して人の健康被害を生ずるおそれのある物質)

【水環境科学担当】